

○研究倫理委員会規程

2013年3月29日

理事会承認

第1条 関西学院大学に関西学院大学研究倫理規準の趣旨に則り研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、研究活動における倫理的な問題に関して調査、審議、議決することを目的とする。

（研究倫理委員会の役割）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、審議、議決する。

- 1 この規程の運用に関する内規及びガイドラインの制定・改廃
- 2 事故又は倫理的問題発生の際の必要な処置及び改善策
- 3 研究活動における倫理の啓発と不正行為の防止に関する計画立案及びその実施
- 4 研究活動上の不正行為に係る本調査実施のための調査委員会の設置
- 5 その他、研究活動の倫理的遂行に関わる事項

第4条 委員会は、必要に応じて研究者に対し、研究活動の倫理的遂行に関して報告を求め又は指導助言することができる。

（研究倫理委員会の構成）

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 1 副学長 2名（うち1名は研究推進社会連携機構長である副学長）
- 2 研究推進社会連携機構副機構長 1名
- 3 本学の教授、准教授、助教又は専任講師 3名
- 4 本学の職員 2名
- 5 本学に所属しない学識経験者 2名
- 6 その他、学長が必要と認める者 2名

第6条 委員会の委員長は、前条第1号の副学長のうち1名が務める。前条第3号から第6号に定める委員は学長が委嘱する。

第7条 第5条第1号から第2号に定める委員の任期は、その職の期間とし、第3号から第6号に定める委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員が生じた場合はこれを補充しなければならない。この場合、後任委員の任期は前任者の在任期間とする。

第8条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。委員長に支障ある場合は、委員の中から

委員長が議長を指名する。

- 2 委員会は委員の3分の2以上の出席で成立し、議事の採決は出席委員の過半数による。可否同数の場合は、議長が決する。
- 3 委員が利害関係を持つ案件については、当該委員は議事に参加できない。
- 4 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ説明又は意見を聴取することができる。

(研究倫理委員の守秘義務)

第9条 委員は、その職務に基づき知り得た秘密、特に個人のプライバシーに関する事項について、これを守らなければならない。任期後もこの守秘義務は継続する。

(不正行為に関する調査)

第10条 委員会は、次に掲げる場合その他研究者等の不正行為に係る情報を得た場合は、委員会において予備調査を行うこととし、それにより本調査を行う必要があるか否かについて、委員会が情報提供を受けた日から30日以内に決定する。本調査を行うと決定した場合には、その決定日から30日以内に調査委員会委員を決定のうえ、調査委員会を設置し、本調査を開始する。

- 1 研究者の所属部局等から不正行為の疑いがある旨の報告を受けた場合
- 2 公益通報に関する規程第12条によりコンプライアンス推進部から通知を受けた場合
- 3 大学から監査その他の方法により研究者の不正行為に係る情報を得た旨の報告を受けた場合

- 2 不正行為に関して委員会が実施する予備調査や得られた情報の取扱い等の詳細については、別に「研究倫理委員会および調査委員会による調査マニュアル」を定める。

第11条 調査委員会の委員構成、調査及び報告手続き等について、別に「関西学院大学研究倫理委員会規程における調査委員会に関する内規」を定める。

第12条 委員会は、調査委員会の設置の有無や調査委員会委員等を決定した場合、あるいは調査委員会から報告書の提出を受けた場合には、速やかに関係者に通知する。

第13条 委員会の決定及び調査委員会の判定に異議のある告発者及び被告発者は、決定・判定の通知日から7日以内に異議の根拠を明示して、再決定ないし再調査の実施を委員会に申し出ることができる。

- 2 委員会は、前項にいう異議に理由があると認める場合は、議決によって調査委員会委員を交代するか、調査委員会に再調査を指示することができる。

第14条 委員会は、調査委員会を設置した旨及びその経緯、並びに調査委員会からの最終

報告書、再調査報告書の内容等を学長に報告する。

- 2 学長は、委員会から調査委員会の設置に関する報告があった場合及び調査結果の報告があった場合には、研究費支給の一時停止、公的研究費配分機関等及び文部科学省への報告、不正行為者の処分手続きその他適宜必要な対応を行う。

(主管部課)

第15条 この規程に関する事務は研究推進社会連携機構事務部が行う。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、委員会及び学部長会の議を経て大学評議会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、2022年（令和4年）4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2022年（令和4年）7月16日から改正施行する。
- 5 この規程は、2024年（令和6年）4月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、2025年（令和7年）4月1日から改正施行する。